

令和5年度第2回始良市空家等対策協議会（書面決議）における協議事項等に対する  
意見及び事務局（市）からの回答

<鹿児島県司法書士会霧島支部 重野 委員からの意見>

・書面決議の資料全般に関する意見

今般の民法改正により、所有者不明土地・建物の管理人を選任、または所有者はいるけれども管理不全の土地・建物の管理人を選任（家庭裁判所の手続き）することができるようになりました。その他、共有持分についても様々な改正がなされております。ぜひとも司法書士会霧島支部をご活用ください。

<意見に対する事務局（市）からの回答>

本市としましては、今後とも司法書士会及び各関係機関と連携させていただき、空き家に関する制度の周知・啓発に努めてまいります。

<始良市民生委員・児童委員協議会連合会 石堂 委員からの意見>

・書面決議の資料全般に関する意見

自治会活動の中で、高齢者が増えて、空家も増えてきているという話を耳にすることが多いです。空き家セミナーの開催の熟知を促していきたいと感じました。

<意見に対する事務局（市）からの回答>

本市としましては、今後とも空き家セミナー及び個別無料相談会を市広報誌やホームページをはじめ、広く周知していくとともに、空き家の所有者及び将来空き家を所有する可能性のある方に対して、継続して空家の発生防止及び危険な空家にしないための啓発に努めてまいります。